

第 7 3 回九都県市首脳会議

報 告 事 項

平成 30 年 4 月

目 次

I 検討状況の概要

1 九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取組に移行するもの

- (1) 大規模地震における車中泊による避難者への対応について . . . 1
- (2) 震災時における緊急輸送道路の機能確保に向けた
沿道建築物の耐震化促進について . . . 1
- (3) 屋外広告物の安全管理の強化に係る取組について . . . 1
- (4) 共生社会の実現に向けた取組の推進について . . . 2
- (5) 踏切の安全対策等の推進について . . . 2

2 今後とも九都県市首脳会議としての研究会活動を継続していくもの

- (1) ヒートアイランド対策について . . . 3
- (2) 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について . . . 3
- (3) 九都県市共通のマークの導入による障害者支援の促進について . . . 3
- (4) 駅ホームからの転落防止に向けた鉄道事業者への支援について . . . 4
- (5) 鉄道の混雑緩和、快適化に向けた取組について . . . 4

II 検討状況に係る資料

- (別添1) 大規模地震における車中泊による避難者への対応研究会検討結果概要
- (別添2) 大規模地震における車中泊による避難者への対応について (案)
- (別添3) 九都縣市緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた連携協議会申合せ (案)
- (別添4) 屋外広告物の安全管理の強化に向けた取組概要
- (別添5) 共生社会の実現に向けた取組の推進検討会検討状況の概要
- (別添6) 踏切安全対策等推進検討会について
- (別添7) 踏切安全対策啓発について (チラシ)
- (別添8) ヒートアイランド対策に関する取組結果の概要
- (別添9) 九都縣市共通のマークの導入による障害者支援の促進についての概要
- (別添10) 駅ホームからの転落防止に向けた鉄道事業者への支援についての概要
- (別添11) ホームドアの整備による転落防止対策の促進について
- (別添12) 鉄道の混雑緩和、快適化に向けた取組について

I 検討状況の概要

1 九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取組に移行するもの

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 大規模地震における車中泊による避難者への対応について</p> <p>九都県市における人口、面積、人口密度、指定避難所の数等の基礎情報を基に、健康被害に対する医療的な視点等も含めた検討を行った。また、これを踏まえ、国への要望(案)を作成した。</p> <p>その内容は別添1及び別添2のとおりである。</p> <p>2 震災時における緊急輸送道路の機能確保に向けた沿道建築物の耐震化促進について</p> <p>緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた連携方策を検討し実施するための協議会の設置に向けて、意見交換を行うなど、推進体制の整備について検討を行った。</p> <p>その内容は別添3のとおりである。</p> <p>3 屋外広告物の安全管理の強化に係る取組について</p> <p>屋外広告物の落下等の事故を未然に防ぐため、屋外広告物の安全管理の強化方策について検討し、所有者等に対し、安全管理義務に係る周知・啓発活動を実施した。</p> <p>その概要は、別添4のとおりである。</p>	<p>1 大規模地震における車中泊による避難者への対応について</p> <p>研究会における議論を踏まえ、国に要望するとともに、引き続き九都県市において情報共有を行い、必要に応じて広域的な連携を図っていく。</p> <p>2 震災時における緊急輸送道路の機能確保に向けた沿道建築物の耐震化促進について</p> <p>九都県市が連携して取り組んでいくため、「九都県市緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた連携協議会」を設置し、連携して取り組む路線や耐震化促進に向けた方策について具体的に検討し、展開していくこととした。</p> <p>3 屋外広告物の安全管理の強化に係る取組について</p> <p>今後は、屋外広告物の安全管理の強化について各都県市での取組を進めるとともに、必要に応じて情報共有や意見交換を行い、連携を図っていく。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>4 共生社会の実現に向けた取組の推進について</p> <p>共生社会の実現に向けて、各都県市の取組について情報共有を図るとともに、「障害者週間」におけるイベント一覧を作成し、啓発活動を行った。</p> <p>また、動画配信やホームページの作成によって九都県市が連携して啓発に取り組むこととした。</p> <p>その概要は、別添5のとおりであった。</p> <p>5 踏切の安全対策等の推進について</p> <p>九都県市が連携して鉄道事業者への申入れを実施するとともに、啓発チラシを用いた踏切安全啓発活動を実施した。また、これらについて九都県市同時記者発表を実施した。</p> <p>その概要は別添6及び別添7のとおりである。</p>	<p>4 共生社会の実現に向けた取組の推進について</p> <p>共生社会の実現に向けて、検討会における議論を踏まえ、啓発活動を行うとともに、必要に応じて、九都県市で情報共有や意見交換を行い、広域的な連携を図っていく。</p> <p>5 踏切の安全対策等の推進について</p> <p>引き続き、各都県市で啓発活動等を行うとともに、必要に応じて情報共有や意見交換を行いながら連携を図っていく。</p>

2 今後とも九都県市首脳会議としての研究会活動を継続していくもの

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>1 ヒートアイランド対策について</p> <p>ヒートアイランド対策の啓発強化を目的として、打ち水イベントを実施したほか、涼しさを共有する「クールシェア」の取組や暑さ対策セミナーを実施した。</p> <p>その内容は、別添8のとおりである。</p> <p>2 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について</p> <p>九都県市共同で「風しん予防啓発」に関する広報を実施するため、その方針や実施時期の概要について検討を行った。</p> <p>3 九都県市共通のマークの導入による障害者支援の促進について</p> <p>各都県市の障害者差別解消に係る取組状況について、情報共有を行うとともに、障害者への合理的配慮に関し、マークで示すべき事項とマークが示された際の合理的配慮の例について検討を行った。</p> <p>その内容は、別添9のとおりである。</p>	<p>1 ヒートアイランド対策について</p> <p>打ち水のイベントの実施や「クールシェア」の取組を推進するとともに、新たに日傘利用を推進するなど、ヒートアイランド対策の取組を実施する。</p> <p>2 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について</p> <p>九都県市共同の広報を行う時期について、風しんワクチンの供給状況等を踏まえて協議を行い、広報内容等について検討を重ねた上で、適切な時期に実施する。</p> <p>3 九都県市共通のマークの導入による障害者支援の促進について</p> <p>九都県市共通のマークの導入に向けて、全国組織の障害者団体に対し合理的配慮を示すマークに関するヒアリングを実施した後、仮マークによるモデル実施の検討を進める。</p>

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
<p>4 駅ホームからの転落防止に向けた鉄道事業者への支援について</p> <p>ホームドアの整備に向けて鉄道事業者を支援するため、バリアフリー法の起債に関する要件の緩和について、国に対して要望を行った。また、鉄道事業者が実施する声かけなどの啓発活動を支援することとした。</p> <p>その内容は、別添10及び別添11のとおりである。</p> <p>5 鉄道の混雑緩和、快適化に向けた取組について</p> <p>鉄道の混雑緩和に向けた取組について検討を進めるため、各都県市における鉄道の混雑緩和に関する現状、取組や今後の検討会の進め方について情報交換・意見交換を行った。</p> <p>その概要は、別添12のとおりである。</p>	<p>4 駅ホームからの転落防止に向けた鉄道事業者への支援について</p> <p>引き続き、鉄道事業者を支援する方策について検討を進め、九都県市で連携した取組を実施していく。</p> <p>5 鉄道の混雑緩和、快適化に向けた取組について</p> <p>引き続き、鉄道の混雑緩和に向けて、ソフト面の取組事例を調査・研究し、混雑緩和方策について検討を進める。</p>

Ⅱ 検討状況に係る資料

大規模地震における車中泊による避難者への対応研究会 検討結果概要

1 当研究会の設置に至る経緯（背景）

震災関連死は、新潟県中越地震や東日本大震災、熊本地震等の大規模地震において相次ぎ、車中泊がその一因として挙げられている。特に熊本地震においては、車で寝泊まりする「車中泊避難」が急増し、エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）などによる、多くの震災関連死を招く要因となったとみられている。

災害時には、原則として予め市町村が指定した避難所に避難し、滞在することになっているが、車中泊による避難者については現状把握が難しく、自治体による避難者への支援や物資の配給などが困難となる可能性がある。また、住宅密集地域にある首都圏においては、車中泊を選択する避難者が多くなることにより、渋滞・事故等の交通障害が発生し、迅速な災害対応に影響するリスクなども想定される状況にある。

九都県市においては、これまで、大規模災害発生時における様々な広域連携の取組を進めてきているが、車中泊による避難については、災害時における避難者の生命・健康に直結する喫緊の課題であるとともに、避難者が多く発生する首都圏における広域的な共通課題であることから、対応等について研究する必要があるとの共通認識に至った。こうした状況を踏まえ、第71回九都県市首脳会議において、大規模地震における車中泊による避難者への対応に向けた取組について議題として提案され、検討していくこととした。

2 当研究会の活動内容**（1）大規模地震における車中泊避難に関する各都県市の基礎情報の収集 平成29年7月～8月**

検討を行う前提として、各都県市の人口、面積、人口密度、指定避難所の数等の基礎情報を集約し、共有した。

（2）第1回研究会の開催 平成29年10月

ア 九都県市地震防災・危機管理対策部会主管課長会議内に、当研究会を設置

イ （1）の基礎情報をもとに、各都県市において車中泊避難が行われた場合の影響、問題点等について議論を行った。

（3）大規模地震における車中泊避難による健康被害への各都県市の対応状況の収集 平成29年11月

車中泊避難が行われた場合に最も問題となる健康上の被害（エコノミークラス症候群）への対応について、各都県市における取組状況について情報を集約し、共有した。

（4）第2回研究会の開催 平成29年12月

（3）の情報をもとに、車中泊避難者への医療的な視点からの議論を行った。

（5）第3回研究会の開催 平成30年1月

結果報告の方向性等について、議論を行った。

3 当研究会の検討内容**（1）検討の方針等**

ア 九都県市は、共通する背景等も多く存在する一方、地理的状況や人口密度など地域特性が異なることから、車中泊避難に係る九都県市の共通的な課題を中心に議論を進めていくこととした。

イ 首都圏での大規模地震を想定し、車中泊避難への対応を検討する前提として、各都県市における人口、車両保有台数、車中泊避難を行う空地の有無、生活スタイル等、考慮すべき点が多様であることから、検討過程での共通理解に重点を置く研究とした。

ウ 各都県市ともに避難所を指定し、その運営を自主防災組織等の地域住民に依頼していることから、車中泊避難を前提とする対策を講じることのそもそもの妥当性に加え、基本的な避難者対策との整合性にも留意する必要がある。

(2) 過去の災害における車中泊避難の実態

ア 中越地震の場合

建物の倒壊等によって、自宅等の庭先で避難する被災者が発生し、避難所外避難の点在化により、避難者の把握が困難となった。

イ 熊本地震の場合

余震への不安、プライバシー確保等の問題から、避難所での生活を拒む被災者が発生し、車中泊避難による健康被害（エコノミークラス症候群）が震災関連死の一因となったと指摘されている。また、SNS等の情報流通により、支援物資等を求めて避難所を車で渡り歩く避難形態が発生した。

(3) 車中泊避難を選択する原因（主なもの）

- ア 余震への恐れ
- イ 子ども、障害者、ペット等との生活の問題
- ウ プライバシーの確保
- エ 避難所設備の問題（空調、トイレ等）
- オ 電源の確保
- カ ラジオやワンセグ等での情報収集
- キ 自宅の防犯のため

(4) 車中泊避難の問題点

ア 避難者の把握が困難であること。

物資調達や健康状態の確認等が困難となり、適切な支援が届かない恐れがある。また、誰が、どういう方法で避難者を把握するか役割分担が難しく（在宅避難と同等）、避難所運営にも影響を及ぼす。

イ 災害関連死及び健康被害のリスク、情報伝達等の難しさ

避難者の周辺状況（トイレの確保と水分補給）とそれを踏まえた適切なエコノミークラス症候群の防止について、普及啓発等の対応が困難である。

ウ 車中泊をする場所による災害対策への影響

学校の校庭等、車中泊避難者の車両が留まる場所によっては、救急搬送、消火活動、支援物資輸送等を行う緊急車両の通行等への影響が懸念される。

また、九都県市には震災発生時等に車両による避難を禁止している自治体もあることなどにも留意が必要である。

4 当研究会のまとめ

前提として、車中泊避難への対応など防災対応のあり方については、九都県市においても、地域性に応じ多様であり、以下は、そうした状況を踏まえた共通的な課題に対する取りまとめ事項である。

(1) 避難所を運営する各自治体の構成要素（人口、面積、空地状況等）により差はあるものの、適切な生活支援を行うため、基本的には避難所避難を推進すべきである。

ただ、避難所での生活を快適なものにするため、設備の更なる充実が必要である。

また、設備の充実だけでなく、女性の視点や要配慮者の視点を反映した避難所運営が行われるような環境整備などソフト対策を併せて推進していく必要がある。

- (2) 車中泊避難については、3 (4) ア～ウなど深刻な問題点が存在しており、九都県市として推奨するものではないことを、明確にしておく必要がある。
- (3) 車中泊避難には、プライバシーの確保等を求めて行われる場合も多く、車中泊避難を選択する者が発生してしまう場合には、各自治体が現行の包括的な避難者支援の一環として対応を検討する。
- (4) 車中泊避難に伴う健康被害は極めて重要な問題であり、その対応は必須である反面、啓発方法を誤り、車中泊避難を推奨しないという大前提が伝わらず、その健康被害への対応方法のみが住民に伝わってしまうと、結果として自ら車中泊避難を選ぶ者を生み、公助を困難にする可能性がある。
- したがって、車中泊避難によるリスク等を住民に正確に周知することで車中泊避難の選択の抑止につなげるとともに、様々な事情で車中泊避難を選択せざるを得ない住民に対しては健康被害のリスク等を回避・低減できるよう、広報のあり方等を検討する必要がある。
- (5) これまでは、災害発生のたびに、被災自治体等において避難所での生活も踏まえたエコノミークラス症候群の予防対策が示されてきたが、その内容は必ずしも具体的なものではなく、また、医学的に統一的な見解も示されていない。
- 車中泊の生活実態等を捉え、その全体を俯瞰した視点による医学的知見に基づく検討が必要と考える。

5 今後の取組

(1) 国への要望

ア 車中泊避難による健康被害への対策は、喫緊の課題である反面、4 (5) のとおり、具体的かつ統一した医学的知見を前提としたものではない状況にある。やむを得ない事情等で車中泊避難をしている者の健康管理を考えた場合、各自治体間で課題は共通する面が多いと考える。発災直後においては様々な情報が錯綜し、混乱することも想定され、また、各都県市においても発災のたびに個別に対策を検討・実施することは、効率的ではない。

したがって、国では、平成28年に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ」等において、一定の言及を行っているものの、医学的知見等も含めた国全体として車中泊避難の調査研究を更に推進し、各自治体の状況に合わせて選択可能な対応方法や医学的知見を踏まえたノウハウの提供など支援の検討を要望する。

イ また、被災者に避難所避難を選択してもらうためには、避難所設備の充実・強化など避難所環境の改善も必要となる。避難所におけるプライバシーの確保など、避難所環境の改善に向けては、財政上の負担も大きな課題となっており、施設の耐震化などハード的な整備への支援だけでなく、避難所に配備する資機材や施設改修への支援も含めた包括的な避難所環境改善支援制度が求められている。

以上から、適切な支援制度の検討・構築及び各自治体の状況によって活用が可能となるよう、トレーラーハウスの活用等を含めた多様な避難所代替方法の検討について、国主導での実施を求める。

(2) 各都県市間での情報共有と広域的な連携

今回の研究会における検討内容を踏まえ、車中泊による避難者への対応について、引き続き、九都県市において情報共有を行い、それぞれの地域の特性に沿った施策を推進するとともに、必要に応じて広域的な連携を図っていくこととする。

大規模地震における車中泊による避難者への対応について（案）

震災関連死は、新潟県中越地震や東日本大震災、熊本地震等の大規模地震において相次ぎ、車中泊がその一因として挙げられている。熊本地震においては、車で寝泊まりする「車中泊避難」が急増し、エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）などによる、多くの震災関連死を招く要因となったとみられている。

災害時においては、原則として予め市町村が指定した避難所に避難し、滞在することになっているが、車中泊による避難者については現状把握が難しく、自治体による支援や物資の配給などが困難となる可能性がある。また、住宅密集地域にある首都圏においては、車中泊を選択する避難者が多くなることにより、渋滞・事故等の交通障害が発生し、迅速な災害対応に影響するリスクなども想定される状況にある。

こうした状況を踏まえ、平成29年10月に、九都県市における「大規模地震における車中泊による避難者への対応研究会」を立ち上げ、これまで検討を行ってきたところである。

同研究会においては、避難所避難を推進すべきであるが適切な生活支援を実施するため避難所設備の更なる充実が必要であること、車中泊避難は健康被害など極めて深刻な問題があり九都県市として推奨すべきでないこと、車中泊避難のリスクを正確に周知するなど広報のあり方を検討する必要があること、車中泊の生活実態等を捉え、その全体を俯瞰した視点による医学的知見に基づく検討が必要であること、などについて確認したところである。

以上のことから、大規模地震における車中泊による避難者への対応について次のとおり要望する。

- 1 国全体として、医学的知見等も含めた車中泊避難の調査研究を更に推進し、各自治体の状況に合わせて選択可能な対応方法や医学的知見を踏まえたノウハウの提供など具体的な支援策を検討すること。
- 2 避難所環境の改善に向けては、財政上の負担も大きな課題となっており、包括的な避難所環境改善支援制度が求められていることから、適切な支援制度の検討・構築及び各自治体の状況によって活用が可能となるよう、トレーラーハウスの活用等を含めた多様な避難所代替方法について、国主導での実施に向けた検討を行うこと。

平成30年 月 日

内閣府特命担当大臣 小此木 八郎 様

九都県市首脳会議

座長	さいたま市長	清水 勇 人
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	小 池 百合子
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市 長	林 文 子
	川崎市長	福 田 紀 彦
	千葉市長	熊 谷 俊 人
	相模原市長	加 山 俊 夫

九都県市緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた連携協議会 申合せ（案）

1 設置目的

首都圏における災害時の対応力を強化する観点から、震災時において、都県や政令市の区域を越えて主要都市や防災拠点等を繋ぐ緊急輸送道路の機能を最大限発揮させることが必要である。その対策の一つとして、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進することは大変重要な取組である。

このため、広域的な観点から、九都県市が連携して沿道建築物の耐震化を図るべき緊急輸送道路（以下「九都県市沿道建築物耐震化促進連携路線」という。）を共有した上で、その沿道建築物の耐震化の促進に向けた連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 九都県市沿道建築物耐震化促進連携路線の沿道建築物の耐震化促進の連携に関すること
- (2) その他、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進に関すること

3 組織及び運営

- (1) 協議会は、九都県市の緊急輸送道路沿道建築物耐震化の担当課長及び関係職員をもって構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の者の意見を聞くことができる。
- (2) 協議会の座長は、構成員のうち、当面の間、東京都都市整備局市街地建築部耐震化推進担当課長があたるものとする。
- (3) 座長の任期は1年間を基本とする。当該年の4月1日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。

4 経費

協議会の取組において費用負担が生じる場合は、別途協議するものとする。

5 事務局

協議会の事務局は、座長を務める九都県市の緊急輸送道路沿道建築物耐震化の担当課に置く。

6 その他

この申合せに定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、協議会で別に定める。

附則

- 1 この申合せ事項は、平成 年 月 日から適用する。

屋外広告物の安全管理の強化に向けた取組概要

1 背景・課題

平成27年2月、札幌市において経年劣化のために落下した広告板により通行人が重傷を負う事故が発生した。

各都県市においては、屋外広告物法に基づく条例で、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持するよう定めているが、許可を要する広告物の設置者以外に対しては、直接その義務を周知する機会は限られているなど、安全管理の実効性が十分に担保されていないのが現状である。

屋外広告物の落下等の事故を未然に防ぐため、所有者等への安全管理義務の周知徹底など、安全管理を強化する取組が必要となっている。

2 取組概要

九都県市で連携し、所有者等に対し安全管理義務に係る周知・啓発活動を以下のとおり実施した。

- (1) 企業は自社名の看板を掲出するなど屋外広告物の所有者等になっている。
 - 多くの企業は経済団体や商工団体に所属していることから、その団体に対し、次のことを構成員に周知・啓発していただくよう協力依頼を行った。
 - ・屋外広告物の所有者等には自らに安全管理義務があること
 - ・屋外広告物の所有者等は点検などを実施し、必要に応じた補修を行うなど落下等による事故の未然防止に努めること
- (2) 所有者等に点検の実施等を啓発することにより、その受け皿となる者が必要なことから、屋外広告業界や建物管理業界に対し、所有者等からの相談対応など、この取組への協力要請を行った。

上記取組	取組時期	依頼・要請団体	団体数	主な依頼・要請先
(1)	H29.12～ H30.3	所有者等の団体	21	各都県の経済同友会、各都県の経営者協会、各都県の商工会議所連合会、各都県の商工会連合会、日本フランチャイズチェーン協会 など
(2)	H29.11～ H29.12	屋外広告業界の団体	7	日本屋外広告業団体連合会、日本サイン協会、サインの森 など
	H29.11～ H30.1	建物管理業界の団体	4	各都県のビルメンテナンス協会

■ 普及啓発リーフレット（協力依頼・要請時等に使用）

九都県市首脳会議では
「屋外広告物の安全管理の強化」
 に取り組んでいます！

屋外広告物の安全管理の強化に取り組む九都県市の首脳
 埼玉県知事・千葉県知事・東京都知事・神奈川県知事・埼玉県知事・横浜市市長・川崎市市長
 千葉県市長・さいたま市長・相模原市長

九都県市の首脳会議は、九都県市の市長及び市長代理、市長事務局長や副市長等が参加して、
 国及び関係府庁の政策に協力を進めようとする目的として行われます。

九都県市屋外広告物の安全管理の強化に向けた検討会 事務局（取組・制度について）
 問い合わせ先：埼玉県都市整備部田園都市づくり課
 電話 048-830-5528

看板は事業所の顔！
安全点検していますか？

どんなに頑丈に作った看板でも、時間とともに劣化していきます。劣化したまま放置し続けると、落下事故等をおこす危険も・・・
 この機会に安全点検をしてみましょう！
 白ごとのチェックも必要ですが、**目安として設置後10年以上経過した看板は**、専門家の点検を受けるようにしましょう。事故防止の専門家も依頼していただくこともあります。

見たいは大丈夫そうでも・・・
 一見して、何も問題が無いように見える看板でも、**接合部等が劣化**して、**強風・地震などで落下や倒壊**してしまう可能性があります。

もし、落下や倒壊事故がおこると・・・
管理者責任が問われます。
 特に**人的被害**がおこると**賠償責任**だけでなく**企業等のイメージダウン**になります。

管理する者は誰？
 「広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者」が**管理**を行います。
 具体的には、「当該広告物等(看板)」を
 ①占有する者(使用権原を有する者)
 ②所有する者
 ③管理する者(所有者又は占有者から管理委託を受けた者)
 は、**補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。**

具体的にはどうすればいい？

まずは、「**目視でセルフ点検**」をしましょう！
 屋外広告物適正化推進委員会が作成した「**オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック**」
<https://www.mlit.go.jp/common/001106308.pdf>
 又は裏面に**点検項目**があります。

そこで、**サビや破損が見つかったら・・・**

設置した業者又は専門知識を有する屋外広告業者等へ相談しましょう。
 また、**見た目は大丈夫そうでも接合部の劣化が進んでいる可能性**もあります。

屋外広告業は登録制です！
屋外広告業登録業者一覧（埼玉・千葉・東京・神奈川）
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/okusan-top/documents/okusan.pdf>

点検をしたら更にもう一步・・・

点検したことに満足してはいませんか？
 安全管理とは、「**補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持すること**」です。点検した内容を認識して、必要があれば補修し、不要であれば**除去**することが重要ですよ。
 また、この後も**継続して安全管理に取り組んでいくことが必要**です。

屋外広告物の表示や掲出物件の設置は原則許可制です！
 屋外広告物の許可に係る案内一覧（埼玉・千葉・東京・神奈川）
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/okusan-top/documents/kusei.pdf>

みんなが安全、自分も安心！
 良好な景観形成と公衆に対する危害の防止に協力を御願います！

看板のセルフ点検表 (目視点検)

No.	セルフチェック項目	対象の看板	チェック
01	支柱の根元からサビが出ていませんか	ポール看板 野立看板 など	<input type="checkbox"/>
02	看板が傾いていませんか	ポール看板 野立看板 など	<input type="checkbox"/>
03	ブラケット部(看板の支持具)よりサビが出ていませんか	襷看板 (突出し広告)	<input type="checkbox"/>
04	看板は壁から垂直についていますか	襷看板 (突出し広告)	<input type="checkbox"/>
05	アクリル板にひびが入っていませんか	共通	<input type="checkbox"/>
06	アクリル板が外れそうではありませんか	共通	<input type="checkbox"/>
07	パネル(表示面)がたがいついていませんか	野立看板 壁面看板	<input type="checkbox"/>
08	照明の不点灯などはありませんか	共通	<input type="checkbox"/>
09	照明器具は錆びたり、外れかけていませんか	外照式看板	<input type="checkbox"/>
10	看板部材が欠落していませんか	共通	<input type="checkbox"/>

危ないと思ったら、まず勝手に立入禁止とするなど**安全処置**を行うことが重要です。
 次に専門業者に連絡しましょう。

九都県市の屋外広告物点検、問い合わせ先
 埼玉県 国土建設部 都市整備部 田園都市づくり課 048-830-5528
 千葉県 国土建設部 都市整備部 田園都市づくり課 043-222-1031
 東京都 国土建設部 都市整備部 田園都市づくり課 03-5320-4200
 神奈川県 国土建設部 都市整備部 田園都市づくり課 045-261-2292
 埼玉県 国土建設部 都市整備部 田園都市づくり課 048-830-5528
 横浜市 国土建設部 都市整備部 田園都市づくり課 045-261-2292
 川崎市 国土建設部 都市整備部 田園都市づくり課 044-222-1031
 千葉県 国土建設部 都市整備部 田園都市づくり課 043-222-1031
 相模原市 国土建設部 都市整備部 田園都市づくり課 042-822-1031

3 今後の取組について

今後は、屋外広告物の安全管理の強化について各都県市での取組を進めるとともに、必要に応じて情報共有や意見交換を行い、連携を図っていく。

共生社会の実現に向けた取組の推進検討会 検討状況の概要

1 課題背景

平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、障害者に対する差別の解消を強力に推進していこうとする中、同年 7 月に津久井やまゆり園事件が発生した。事件は、国民全体に言いようもない衝撃と不安を与えるとともに、障害者への差別や偏見が助長される懸念がある。

九都県市首脳会議では、「障害者が安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた共同宣言」を採択し、都民・県民・市民とも連携し、社会全体として、宣言に盛り込まれた理念を実現するため、共生社会の実現に向けた取り組むこととした。

このため、共生社会の実現に向けて、九都県市で連携した広報の実施及び各構成都県市における取組状況の情報共有を図りながら、共同した取組について具体的方策を検討し、取組の推進を図る。

2 共生社会の実現に向けた取組の推進検討会における取組

- (1) 各都県市における共生社会の実現に向けた取組事例の調査を実施し、情報を共有する。
- (2) 平成29年度の「障害者週間」において、九都県市で連携した広報を行う。
- (3) 平成30年度以降における九都県市で連携した取組について検討を行う。

3 検討経過

- (1) 第 1 回検討会（平成 29 年 8 月 1 日）
 - ・ 検討組織の設置について了承した。
 - ・ 共生社会の実現に向けた取組について、神奈川県より、「ともに生きる社会 かながわの実現をめざした取組」を説明するとともに、構成都県市間で情報交換・意見交換を行った。
 - ・ 平成 29 年度の「障害者週間」に向けて、構成都県市で連携して普及啓発に取り組むこととした。
- (2) 第 2 回検討会（平成 29 年 9 月 5 日）
 - ・ 九都県市の連携した取組として、共通フレーズや障害者週間における各取組の一覧表の作成について検討を行った。
 - ・ 各都県市の共生社会の実現に向けた取組について情報共有を行った。

(3) 第3回検討会（平成29年11月22日）

- ・作成した「障害者週間における取組一覧表」について意見交換を行った。
- ・共生社会の実現に向けた動画及びホームページの作成について意見交換を行った。
- ・平成30年度における障害者週間の取組について意見交換を行った。

(4) 第4回検討会（平成30年1月18日）

- ・共生社会の実現に向けた動画及びホームページの作成について検討を行い、取り組むこととした。
- ・平成30年度における障害者週間の取組について意見交換を行った。

4 今後の取組予定

- (1) 共生社会の実現に向けた動画及びホームページ「共生社会の実現を目指して」を公開する。
- (2) 障害者週間(平成30年度)における取組に向けて連絡調整を進める。
- (3) 共生社会の実現に向けて、検討会における議論を踏まえ、啓発活動を行うとともに、引き続き、九都県市で情報共有や意見交換を行い、広域的な連携を図っていく。

踏切安全対策等推進検討会について

1 課題・背景

昭和36年に「踏切道改良促進法」が施行されて以降、全国の踏切の数は半減したが、依然として多くの踏切が存在している。未だに踏切における事故は毎日のように発生し、4日に1人の割合で尊い命が失われている。踏切は、交通渋滞や踏切事故、地域分断を引き起こすなど、地域に及ぼす社会的影響が大きく、また、踏切待ちによる直接的な経済損失などが問題となっており、早急な対策の実施が望まれている。

また、全国に存在する踏切のうち、緊急に対策の検討が必要な踏切として、1,479箇所が抽出されており、このうち、約半数が九都県市で占められていることから、踏切の安全対策は九都県市共通の課題であり、共同で検討し取り組む必要がある。

2 検討経過

第71回九都県市首脳会議（平成29年5月9日）において、多発する踏切事故の現状を踏まえ、啓発活動などについて九都県市が共同で取り組む必要性について合意し、首都圏連合協議会で検討することとされ、当検討会を設置した。

(1) 第1回検討会（平成29年7月20日）

- ・各都県市における踏切安全啓発活動の実施状況の共有
- ・各都県市における鉄道事業者との間での課題等の共有
- ・踏切安全啓発活動や鉄道事業者への申入れの方針について意見交換

(2) 第2回検討会（平成29年9月27日）

- ・九都県市が共同で実施する踏切安全啓発活動や鉄道事業者への申入れ内容等について意見交換

(3) 第3回検討会（平成30年2月20日）

- ・各都県市における活動報告（鉄道事業者への申入れ、九都県市共通の啓発チラシ（別添7参照）を用いた啓発活動）
- ・次年度以降の活動について意見交換

3 今年度の取組

- ・平成29年12月～平成30年1月 鉄道事業者への申入れ（合計26社局）
- ・平成29年12月26日 九都県市一斉記者発表（申入れ、啓発活動）
- ・平成30年1月 啓発チラシを用いた啓発活動（踏切安全啓発期間）



■ 申入れ状況



■ チラシ配布状況



■ 鉄道駅等へのチラシ配架状況

4 今後の取組

引き続き、各都県市で啓発活動等を行うとともに、必要に応じて情報共有や意見交換を行いながら連携を図っていく。

踏切横断のルールを 守りましょう!!



1 警報機が鳴ったら
踏切内に入らない

2 踏切の前では、
必ず「安全確認」

非常ボタン

3 踏切内トラブルの
際は、迷わず
非常ボタンを押す



たとえば...
歩行者が
渡りきれない!

自動車が
とり残された!

九都縣市一斉踏切安全啓発期間

2018 1/1(月)~31(水)

九都縣市首脳会議

踏切安全対策等推進検討会

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

平成 29 年度 ヒートアイランド対策に関する取組結果の概要

1 趣旨

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が暑さの厳しい7月から9月に開催され、日本の高温多湿な夏に不慣れな外国人が多く来訪することや、熱中症リスクの高い高齢者が増加することから、これらを踏まえた効果的な「ヒートアイランド対策」の取組を促進する。

2 取組の概要

(1) 企業・NPO団体等との連携による打ち水イベントの実施

手軽にできるヒートアイランド対策である「打ち水」を企業・NPO団体等と連携して実施した。

イベント	開催日	場所
打ち水日和 ～江戸の知恵・東京のおもてなし～ (東京都、九都県市)	7月20日(木)	東京都庁 都民広場 (東京都新宿区)
さいたま打ち水大作戦 2017 (埼玉県、さいたま市)	7月29日(土)	コクーンシティ (埼玉県さいたま市)
ペリエ海浜幕張打ち水大作戦 2017 (千葉県、千葉市)	8月2日(水)	JR 海浜幕張駅前広場 (千葉県千葉市)
あついぞ!熊谷打ち水大作戦 2017 (埼玉県)	8月11日(金)	星川 いこいの広場 (埼玉県熊谷市)
打ち水日和 in 「丸の内キッズジャンボ リー2017」(東京都)	8月15日(火)	東京国際フォーラム (東京都千代田区)
集まれ! K I D S 打ち水 (東京都、九都県市)	8月16日(水)	東京国際フォーラム (東京都千代田区)



(打ち水日和～江戸の知恵・東京のおもてなし～)



(集まれ! K I D S 打ち水)

(2) クールシェアの推進

夏の日中、家庭で使用する電力の半分以上をエアコンが消費していることから、ひとり一台のエアコンの使用を控え、公共施設や商業施設、自然の中などに集まって家庭や地域で楽しみながら涼しさを共有する「クールシェア」の取組を推進した。

ア 実施時期

平成 29 年 7 月 1 日（土）から平成 29 年 9 月 30 日（土）まで

イ ポスターの作成・配布・掲出による普及啓発

各都県市内の公共施設・商業施設等に対し、ポスターの掲出について協力を依頼し、普及啓発を行った。

(ア) 作成物・作成枚数

A 2 版ポスター 約 12,000 枚

(イ) 配布・掲出箇所

各都県市内公共施設・商業施設等

ウ 「クールシェアスポット」としての協力依頼

各都県市内の公共施設・商業施設等に対し、地域で気軽に涼むことのできる場所「クールシェアスポット」としての取組について協力を依頼し利用者の目印としてステッカーを配布した。

ステッカー作成枚数 約 3,000 枚

エ 九都県市クールシェアマップの作成

住民・事業者のクールシェアの取組を推進するため、「クールシェアスポット」などが表示される「九都県市クールシェアマップ」（WEB上の地図）を作成した。

（神奈川県、横浜市、川崎市は全国版へのリンクで対応）



クールシェアポスター



クールシェアステッカー



九都県市クールシェアマップ

(3) 暑さ対策セミナーの実施

九都県市及び各都県域の区市町村の暑さ対策の推進を図るため、環境省と連携して、セミナーを実施した。

概要

ア セミナー名

環境省・九都県市暑さ対策セミナー

イ 開催日時・場所

第1回 平成30年1月17日（水）14時～ 3×3Lab Future サロン（千代田区）

第2回 平成30年2月16日（金）14時～ エステック情報ビル（新宿区）

ウ 対象者

地方公共団体の職員（環境部署、道路・公園整備、営繕関係等事業担当部署等）

エ 参加者数

110名（第1回50名、第2回60名）

内 容	講演者
環境省における暑さ対策の取組紹介	・環境省 水・大気環境局 大気生活環境室
暑さ対策の重要性と課題※1	・日本工業大学 建築学科 三坂育正教授
まちなかの暑さ対策ガイドラインの説明	・一般社団法人 環境情報科学センター
地方公共団体の暑さ対策の取組紹介	・東京都環境局地球環境エネルギー部 環境都市づくり課 ・埼玉県 環境部 温暖化対策課※1 ・熊谷市 市長公室 政策調査課※2
企業の取組紹介※2	・三菱地所株式会社
地域内での連携について※2	・きんき環境館

※1 2月16日（金）のみ

※2 1月17日（水）のみ



[セミナーの様子: 3×3Lab Future サロン]



[暑さ対策技術（デモ機）の展示]

九都県市共通のマークの導入による障害者支援の促進について（概要）

1 課題・背景

平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、合理的配慮の提供が求められている。

しかしながら、企業等から「障害の特性の理解が難しい」との意見があるなど、合理的配慮に基づく支援を行う上での課題となっている。また、障害者においても、「障害への理解が足りない」「支援を求めづらい」と感じているなど、支援を行う側と受ける側のコミュニケーションが難しいことが、障害者支援を困難にする要因となっている。

2 これまでの取組について

平成 29 年 5 月 9 日の第 71 回九都県市首脳会議において、九都県市が連携して、共通のマークの導入による障害者支援の促進について調査・研究することが合意され、障害者への合理的配慮を示すマークの検討会を設置した。

○ 第 1 回検討会（平成 29 年 8 月 1 日）

検討項目の確認及び事前照会の結果をもとに、各都県市の障害者差別解消に係る取組状況の紹介・情報共有を行うとともに、障害者への合理的配慮に関し、マークで示すべき事項とマークが示された際の合理的配慮の例について検討を行った。

○ 第 2 回検討会（平成 29 年 10 月 6 日）

全国組織の障害者団体とのヒアリングに使用する資料（合理的配慮を示すマークと主な合理的配慮）の検討を行うとともに、ヒアリング対象団体の検討を行った。

3 今後の取組

全国組織の障害者団体に対し、合理的配慮を示すマークに関するヒアリングを実施した後、そこで出た意見を反映して、仮マークによるモデル実施の検討を進める。

駅ホームからの転落防止に向けた鉄道事業者への支援について

1 課題・背景

ホームドアの整備は鉄道事業者のみならず、地域の課題でもあることから、国や自治体が鉄道事業者の取組に対し補助を行っているが、自治体は厳しい財政状況にあるため、財源の確保が課題となっている。また、近年、鉄道事業者は視覚障害者等への声かけや見守りなどのソフト対策に取り組んでいるが、これを浸透させるには、自治体も連携して広く啓発を行うことが重要である。

2 これまでの取組について

平成29年11月13日の第72回九都県市首脳会議において、九都県市として、鉄道事業者を支援し、ハード、ソフト両面からの対策を促進する方策について、首都圏連合協議会で検討することとされ、九都県市駅ホームからの転落防止の促進に向けた検討会を設置した。

○ 第1回検討会（平成30年1月29日）

鉄道事業者が行うハード対策を支援するための自治体の財源確保を図る方策及び鉄道事業者と連携して実施するソフト対策について検討を行った。

○ 国への要望活動（平成30年2月21日）

第1回検討会での検討結果を踏まえ、九都県市が連携して、バリアフリー法の起債に関する要件の緩和について、総務大臣及び国土交通大臣に対し要望を行った。

○ 第2回検討会（平成30年3月27日）

ソフト対策を促進する方策について検討を行い、鉄道事業者が実施する声かけなどの啓発活動を支援することとした。

3 今後の取組について

引き続き、鉄道事業者を支援する方策について検討を進め、九都県市で連携した取組を実施していく。

ホームドアの整備による転落防止対策の促進について

ホームドアの整備については、平成23年3月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）第3条に基づく基本方針の改正で、地域の支援の下、可能な限り設置を促進するとされた。また、国は、同年8月の「ホームドアの整備促進等に関する検討会」中間とりまとめにおいて、利用者10万人以上の駅の整備を優先するとした。

これを受け、国や地方公共団体は、鉄道事業者に対し、必要な支援を行い、鉄道事業者はホームドア整備を進めてきた。

しかしながら、平成28年8月、東京地下鉄銀座線青山一丁目駅において視覚障害者の駅ホームからの転落死亡事故が発生したことから、国は「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」を設置し、同年12月の中間とりまとめにおいて利用者10万人以上の駅の整備を原則として平成32年度までに行うという新たな方針を示した。

これらの国の方針に基づき、鉄道事業者は新たなホームドア整備計画の表明や、計画の前倒しを行うなど、今、ホームドアの整備に向けた取組が加速してきている。

こうした中、ホームドアの整備は鉄道事業者のみならず、地域の課題でもあることから、中間とりまとめでは、引き続き、国及び地方公共団体の支援のもと、国、地方公共団体、鉄道事業者による三位一体の取組により進めていくものとしており、地方公共団体は厳しい財政状況の下で支援していかなければならず、そのための財源確保にあらゆる努力を傾けなければならない。

現状では、バリアフリー法第 30 条に「公共交通特定事業計画に係る地方債の特例」といった地方財政措置はあるが、その適用に当たっては、市町村がバリアフリー基本構想を作成した上で、鉄道事業者が公共交通特定事業計画を作成して大臣の認定を受けなければならないことが要件となっており、ホームドアの整備の支援の財源に地方債を充てることが困難となっている。

については、ホームドアの整備を更に促進させるために、国においては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

「公共交通特定事業計画に係る地方債の特例（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 30 条）」に係る要件を緩和すること

平成 30 年 2 月 21 日

総務大臣	野田 聖子	様
国土交通大臣	石井 啓一	様

九都県市首脳会議

座長	さいたま市長	清水 勇人
	埼玉県知事	上田 清司
	千葉県知事	森田 健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	横浜市 長	林 文子
	川崎市 長	福田 紀彦
	千葉市 長	熊谷 俊人
	相模原市 長	加山 俊夫

鉄道の混雑緩和、快適化に向けた取組について

1 課題・背景

首都圏における鉄道の混雑は、混雑率の平均は下がってきているが、個別路線の最混雑区間については、依然として180%を超える数値の区間が多くみられる。

交通政策審議会の答申では、混雑緩和の方向性として、複々線化や車両の長編成化などの取組とともに、ソフト面の対策として、オフピーク通勤の取組も進めるべきであることが示されている。

オフピーク通勤の取組など鉄道の混雑緩和に向けたソフト面の取組を効果的なものとするためには、自治体だけでなく、鉄道事業者や鉄道を利用する民間企業等の協力が不可欠であり、鉄道利用による人の移動は、首都圏の複数の自治体にまたがるものであることから、首都圏の各自治体が連携して取り組むことが必要である。

2 これまでの取組について

平成29年11月13日の第72回九都県市首脳会議において、鉄道の混雑緩和に向けたソフト面の対策について検討を進めるため、当検討会を設置した。

平成30年2月6日に開催した第1回検討会において、以下の項目について検討を進めることを確認した。

- (1) 鉄道の混雑緩和に向けて、ソフト面の取組事例を調査・研究し、混雑緩和方策を検討
 - ア 自治体や企業など鉄道利用者の取組の検討
 - イ 鉄道事業者の取組の検討

3 今後の取組

引き続き鉄道の混雑緩和に向けて、ソフト面の取組事例を調査・研究し、混雑緩和方策について検討を進める。

